港湾法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

\circ	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ	0	\circ
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄
理等	(附	抄)	(抄)		$\overline{}$	<u> </u>
に関する法律(四	則第七条関係)	(附則第七条関係	(附則第五条	抄)(附則第四条	第二条関係) .	第一条関係)・
昭和五十二年法律第五十四号)(抄)(附則第八条関係)3	31	係)30	関係)27	条関係)26	24	1

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置(第五十第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け(第五十四条の三―四名の二)	第一節 国土交通大臣がする港湾工事等(第五十二条―第五十第十章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置第四節 港湾環境整備計画(第五十一条―第五十一条の五)	第三節 国際旅客船拠点形成計画(第五十条の十六―第五十条第二節 特定利用推進計画(第五十条の六―第五十条の十五)	第一節 港湾脱炭素化推進計画(第五十条の二―第五十条の五第九章 港湾の効果的な利用に関する計画第六節 協議会(第四十九条―第五十条)	第五節 港湾に関する情報の管理等(第四十八条―第四十八条第四節 港湾管理者の業務に関する国の関与(第四十六条・第五条の五)	第三節 特定港湾情報提供施設協定(第四十五条の三―第四十第二節 滞船の場合における要請(第四十五条の二)第一章 港湾の適正な管理運営等に関する措置 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改正案
(新設)	(新設)(新設)	(新設)	(新設)(新設)	(新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	現

船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び十三、港湾役務提供用移動施設、船舶の離着岸を補助するための	船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための
八の三〜十二(略)	三~十二(略)
船保管施設	理施設並びに船舶保管施設
	供する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船
小施設、 給	八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供
一~八 (略)	一~八 (略)
理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。	理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
る第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管	る第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管
5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内におけ	5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内におけ
2~4 (略)	2~4 (略)
第二条 (略)	第二条 (略)
(定義)	(定義)
附則	附則
(新設)	第十三章 罰則(第六十一条—第六十六条)
(新設)	第十二章 雑則 (第五十六条の三の二―第六十条の五)
	二の二十一―第五十六条の三)
(新設)	第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置(第五十六条の
	<u>の二+</u>)
(新設)	第二節 登録確認機関(第五十六条の二の三―第五十六条の二
(新設)	第一節 技術基準対象施設の適合義務(第五十六条の二の二)
(新設)	第十一章 港湾の施設に関する技術上の基準
	0 -)
(新設)	第六節 港湾区域の定めのない港湾(第五十六条・第五十六条
	七―第五十五条の九)
(新設)	第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け(第五十五条の
(新設)	第四節 港湾工事の費用の負担の特例(第五十五条の五・第五
	五条の二の二―第五十五条の四)

19 (各) 処理の用に供する船舶及び車両

十四(略)

6 (略)

7 ける汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水のな持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾に 化 この法律で 流 物の 除去その 「港湾工事」とは、 他の港湾の保全のため 港湾施設を建 に行うも 設 改 0 を 良 1 う。 浄 . お維

8 (略)

乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。め停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のた

10 (略

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方:

第三条の二 (略)

2 (略)

3 保 動 航 発展並びに国民の福 全航 路の役割を考慮するとともに、 基本方針 0) 路の役割 適応並びに国際観光の振興のため果たす は、 交通体 に 配 慮 祉 系の L の向上のため て定 整 んめるも 備、 地球温暖化の 玉 果たすべ 士の \mathcal{O} とする。 適正 、き港湾 な利 べ 防 用 止及び き 及び均 港 及び 湾 気候の 開 及 候の変 衡ある び 開 発

4~6 (略)

(委員長等の職務及び権限)

第二十三条 務を総理するとともに、 る事務を行う。 その権限に属させら 委員長は、 港務局を代 れた港湾の 法令又は第五十六条の三の二の条例によ 開 表 発、 Ļ 港務局 利 用、 保全及び管理に関 0 長としてその 業

2

3

略

車 両 並 に 廃 棄 物 0 処 理 0 用 供 す Ź 船 舶 及 び

車

両

十四(略)

6 (略

7 の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のたける汚でいその他公害の原因となる物質のたい たし、 この法律で「 又は復旧する工事及びこれらの工 港湾工事」 とは、 港湾施 事以 記 設を建 外の ために行なうもの 積の 設 工 排 事 除、 で港湾に 改 良 汚濁 Ļ

水お維

を

8 (略

1

、 う。

9

8 乗 この法律で 降の用に供せられない港湾で、 てい泊することを主たる目的とし、 避 難港」とは、 暴風 政令で定めるものをいう。 雨に 通常貨物の . 際 し 小 型船 積卸又は旅 舶 が 避 難 客の のた

10 (略)

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方

第三条の二

2 (略)

3 き 航 発展並びに国民の 路の役割を考慮するとともに、 港 基本方針 湾及び 開 は、 発保 交通体系の 福祉の 全航 路 向 0 整備、 役割 上のため果たすべき港湾 に 配 国際観光の 玉 上の 慮 L て定め 適 正 な利 振興のため果たすべ るもの 用 及び開 元及び均 とする。 発保 あ 全 る

4~6 (略)

(委員長等の職務及び権限)

第二十三条 務を総理、 る事務を行う。 \mathcal{O} 権限に属せし するとともに、 委員 長は、 8 6 れた港湾の 港務局 法令又は第四十五条の二の条例によりそ を代 開 発、 表 利 用、 港 務 保全及び管理に関 局 0 長としてその す

2 · 3 (略)

第八章 港湾の適正な管理運営等に関する措置

第一節 港湾の利用に関する料金

第四十四条~第四十五条 (略)

(削る)

第二節 滞船の場合における要請

(削る)

第

兀

十五条の二

略

第三節 特定港湾情報提供施設協定

特定港湾情報提供施設協定の締結等)

港湾情 か四 るときは、 情 理 施設 報提供施設以外の港湾施設を含む。 者以外の者が所有する港湾情報提供施設 つ効果的な提供を図るため、 + 五条の三 の所有者又は当該特定港湾情報提供施設の敷地である土 報提供施設」という。 特定港湾情報提供施設所有者等 港湾管理者は、)を自ら管理する必要があると認っ その管理する港湾にお 港湾の利用に関する情. 以下この項にお 寺(当該特定港湾情報提理する必要があると認め下この項において「特定設(これに附帯する港湾 11 報 て港湾管 地

第八章 雑則

(新設)

第四十四条~第四十五条 (略

(事務の委任)

第 四 い。権利を制限する事務を委任するには、 会の 公共団体が処理することとされる事務を除く。利用、保全及び管理に関する事務(法律又は政 十五 委員長に委任することができる。 条の二 港 務 局 を 組 織 する地方公共団 (法律又は政 ただし、 条例によらなければなら 体 令により当該地 は 義務を課し、 を港務局の委員 港湾 0 開 又 は 発、 方

(新設)

四十五条の三(略)(滞船の場合における要請)

第

(新設)

(特定港湾情報提供施設協定の締結等)

供施設の所 港 情報提供施設以外の港湾施設を含む。 理 兀 カュ 生者以外の .湾情報提供施設」という。) を自ら管理する必要があ つ効果的な提供を図るため、その管理する港湾におい 十五. 一条の四 所有者又は当該特定港湾情報提供施設の敷地である土 特定港湾情報提供施設所有者等 者が所有する港湾情報提供施設 港湾管理者は、 港湾の利用に関する情 以下この項におい (当該特定港湾情報 (これに附帯する港 報 めると認 、 て 「特 、て港湾 0 効率 提 め定湾管的 地

協定 明らかなものを除く。的とする権利(臨時設 \mathcal{O} る場合にあ |定(以下「特定港湾情報提供施設協定」||五において同じ。)との間において、次 報提 該 築 物 特定港湾情 供施設に そ つては、 \mathcal{O} 他 (臨時設備 報提供 !係る部: 工 当該)を有する者をいう。 物 施設 その 分 に 建 築 特 米物その 他 0 定 港湾情! 管理を行うことができる。 所有者若しくは使用 一時使用のため設定され 他 報提 \mathcal{O} 工作 次に掲げる事項 という。 供 次項及び第四十五条 施 物 \mathcal{O} 設 うちち当 が) を 締 R及び収益な フち当該特定 設 け 気を定めた 6 結 れ して を目 定 7 港い

2

六

(略)

第 兀 十 五 条 0 兀 第四 + 五条の Ŧī.

略

第 兀 節 港湾管理 者の 業務に関 する国 0 関

与

第四 一十六条 第四 十七 条 略

削 る

第 五節 港湾に関する情 報の 管 理等

第

兀

十八

条~第四

十八

条

0

兀

略

六節 協 議会

港 湾 管 理 者 \mathcal{O} 協 議 会の 設置 等

第 全を図る必要があると認めるときは、これらのについて広域的かつ総合的な見地からこれらの 兀 に 対 + Ų 九 条 港湾計 玉 土交通大臣 画 の作成、 は、 港湾の 港湾管理者を異に 利用 \mathcal{O} 方法、 港湾の する二 港湾の 開 発、 の環境の整備 利用及び保 一以上の港湾

> 協定(以下「特別の六において同じかなものなりとする権利 る (建 情報 当 六において同じ。)との 場 合に 該 築 提 物 特 あ 定港湾情報提供 供施設に そ つては、 0 「特定港湾情報提 を除く。 他 (臨時設備その \mathcal{O} .係る部分) 工 当該 作物)を有する者をいう。 施 建 12 設 間におい 築 特 他 0 供 定 0) 物 施設 その 港湾 管理を行うことができる。 所 有者若 時使用のため て、 他の 「協定」という。 `情報提供 しくは 次に掲げる事項 工 作 次項及び 物 施 使用 設定され 0 設 うち当 が) を 締 及び 設 第四十五 け なを定めたれたことが 収 該 5 松益を目 特定港 れ て て

六 (略)

2

第四

十 五

条の

五.

第四

十五

条の

六

略

設

第 四 + -六条・ 第四 +Ė 条

略

第四 十八八 条 削除

新 設

第 四 十九 条~第五 十条の一 略

新 設

港 湾管理 者の 協議会の 設 置 1等)

第 者に対し、 Ŧī. (全を図る必要があると認めるときは、これだについて広域的且つ総合的な見地からこれ一十条の三 国土交通大臣は、港湾管理者を 港湾計 画 の作成、 港湾の 利 用 一者を異に 0) 方法、 えらの らの 港湾の 港湾 開 す / る二 発、 0 環 港 以 利 環境の整理の基準の

その他 相 互に連絡調整を図るため、 の港湾の開 発、)ため、協議により規約を定め、協議会を設利用及び保全に関する重要な事項について

けるべきことを勧告することができる。

2 (略)

(港湾広域防災協議会)

第 兀 +九条 の 二 (略)

2 略)

3 は、 協議会において協議が調つた事項については、 その協議の結果を尊重しなければならない。 協議会の 構成員

4

国 戦略港湾運営効率化協議会)

第 五十 . (略)

2 項 とあるのは、 協 議会について準用する。この場合において、 前 と読み替えるものとする。 条第二項から第四項までの規定は、 「次条第一項及び同条第二項におい 国際戦略港湾運営効率化 同項中 て準用する前 「前三項」

第九章 港 湾 0 効果的 な利用に関する計 画

第 港 湾脱炭 素化 推進 計 画

港 湾脱炭素化 推進 計 画 \mathcal{O} 作 成

第五十条の二 暖化 二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として 対策の推進に関する法律 港湾管理者は、 官民の連携による脱炭素化 (平成十年法律第百十七号) (地球温 第二 条 社

会経済活動その他の活動に伴

つて発生する温室効果ガス

(同法第

備その 設けるべきことを勧告することができる。 て相互に連絡調整を図るため、 他の港湾の 開 発、 利用及び保全に関する重要な事項 協議により 規約を定め、 協議会を つい

2 5

(港湾広域防災協議会) 兀

2

第

五

十条の

3 らない。 第一項の 協議会の構成員は、 協議を行うため の会議において協議が調つた事 その協議の結果を尊重しなけれ 項

んばなっ

4

国 際 戦 五. 略 ·港湾運営効率化協議会)

第五

+

条の

(略)

2 と読み替えるものとする。 協議会について準用する。 あるのは 項 前条第二項から第四項までの規定は、 とあるのは 「次条第一項及び同条第二項において準用する前」 次条第 この 項」と、 場合におい 同 国際戦 条第四 て、 項 略港湾運営効 同 中 条第 「前三項」 項 中 二項 率 لح 第

新設

(新設

計 二条第三項に規定する温室効果ガス できる。 画 びに吸収作用の保全及び強化を行うことを 〇 以 下 \mathcal{O} 促進 「港湾脱炭素化推進計画」という。 に資する港湾 の効果的な利用 を 1 、 う。 の推進を図るための いう。 0 を作成すること 排 次項において 出 っ の 量 \mathcal{O} 削 を 減

- 定めるものとする。 2 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項
- 用の推進に関する基本的な方針一「官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利力」ではある。
- 港湾脱炭素化推進計画の目標
- びその実施主体に関する事項進に資する事業(以下「港湾脱炭素化促進事業」という。)及一が一方の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促

六 前各号に掲げるもののほか、港湾脱炭素化推進計画の宝五 計画期間 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項

前項第三号に掲げる事項には、関し当該港灣省野ラン 前各号に掲げるも し当該港湾管理者が必要と認める事項 \mathcal{O} のほ か、 港湾脱炭素化促進事業の実施に 港湾脱 炭 素 化 推 進 計 画 0 実 施 に

3

関する事項 関する事項の規定による認定の申請を行おうとする施設に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

行為に関する事項第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する

項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項 第五十四条の三第二項の認定を受けるために必要な同条第一

事項 に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行う者に関するに規定する者である旨の認定を受けるために必要な同条第二項 第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準

- うとする者の同意を得なければならない。 事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めよるとってである。 事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めよる。 事項を定めるときは、
- 意を得なければならない。 号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同
- の三第四項に規定する措置を講じなければならない。 土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条画に第三項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計
- の実施主体に送付しなければならない。 なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号9 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞
- とができる。 付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をするこ 付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をするこ 国土交通大臣は、前項の規定により港湾脱炭素化推進計画の送
- ついて準用する。 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更に

(港湾脱炭素化推進協議会)

第五十条の三 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理

行うため、 会」という。 港湾脱炭素化推進計 港湾脱炭素化推進協議会(以下この条において を組織することができる。 画 の作成及び実施に関し必要な協議を 「協議

- 2
- 協議会は、 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者 次に掲げる者をも つて構成する。
- 業を実施すると見込まれる者 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進 事
- 関係する地方公共団体
- 四三 要と認める者 当該港湾の利用者、 学識経験者その他の当該港湾管理者が必
- 3 お 第一 なければならない つて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通 いて協議を行うときは、 項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、 あらかじめ、 前項第二号に掲げる者で 協議会に 知
- 4 除 き 前項の規定による通知を受けた者 当該 通知に係る事項の協議に応じなけ は、 正当な理由 ればならない。 がある場合を
- 5 るように、 ができる。 国土交通大臣は 協議会の構成員の求めに応じて、 港湾脱炭素化推進計 画 の作成が円滑に行われ 必要な助言をするこ
- 6 協議会において協議が調 その協議の結果を尊重しなければならない。 つた事項については、 協議会の が構成員
- 7 協議会が定める。 前各項に定めるものの ほか、 協議会の運営に関し必要な事項 は

港湾脱炭素化推進計 画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第 五十条の四 表されたときは、 た港湾脱炭素化推進計画が同条第九項(同条第十一項において準 第二条第六項の規定による認定があつたものとみなす。 する場合を含む。 第五十条の二第三項第一号に掲げる事項が定められ 当該公表の日に当該事項に係る施設につい 以下この 条において同じ。 の規定により公 ての

事業の実施主体に対する第三十七条第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定があったものとみなす。 第五十条の二第三項第三号に掲げる事項が定められた港湾脱炭が、 第五十条の二第一項又は第四項の規定により温定による届出があつたものとみなす。 (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区) (脱炭素化推進地区の区域内において「脱炭素化推進地区」とする一又は「以上の区域(次項において「脱炭素化推進地区」とができる。 (脱炭素化推進地区の区域内における第四十条から第四十一条まという。)を定めることができる。 (脱炭素化推進地区の区域内における第四十条から第四十一条まとができる。) (財産の適用については、次の表の上欄に掲げる字句とする。とをして、それぞれ同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とも目的とみなができる。) (は、当該脱炭素化推進地区」とみに経る第五十条の五第一項に規定する脱炭素化推進地区」とのを対した。 (は、当該脱炭素化推進地区」との区域内において「脱炭素化推進地区」との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区」とのを対した。第三十匹条の区域内において「脱炭素化推進地区」との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区」との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区」)との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区」)との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区」)との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区))との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区))との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区))との表の上欄に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区))との表の上標に掲げる字句とする。) (は、当該脱炭素化推進地区))との表の上で、次の表の上で、第三十四条のとみなする。))。 (は、当該脱炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該脱炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該脱炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該、炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該、炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該、炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該、炭素の上で、第三十条の上等))。)。 (は、当該、炭素の上で、第三十、2))。)。)。 (は、当該、炭素の上で、2))。)。)。)。 (は、当該、炭素の上で、2))。)。)。)。)。)。)。)。)。 (は、当該、炭素の上で、2))。)。)。)。)。)。)。 (は、当該、炭素の上で、2))。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)。)

3 2 第五十条の六 項 第 四 十 第四十年 (特定利用推進計画の作成) 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事 (略) 項 第二節 条の二第 条第 (略) 特定利用推進計画 当該分区 その条例に定め られたもの める構築物 同項の条例 る構築物 当該条例で定め で定 その 含む。 当該分区又は当該脱炭素 特定構築物 特定構築物 特定構築物 化推進地区 という。 「該条例で定めるものを 他 以下 0 構築物であつて を 特定構築物

脱炭素化推進地区の目的定めるものを除き、当該

を著しく阻害する建築物

該地方公共団体の条例で 成に資するものとして当

(新設)

2 (略)

第五十条の六 (特定利用推進計画) (略)

3 業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。 前項第三号に掲げる事項には、 特定貨物取扱埠頭機能高度化事

業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

略

三 項に規 第 五 定する特 + 兀 条 が 三 定埠頭の運営の事業に関する事 第 項 \mathcal{O} 認 定を受け るため É 項 必 要な 同 条第

4 (略)

5 うとする者の同意を得なければならない。 事 項を定めるときは、 定港湾管 理者 は あら 特定利用推進 かじめ、 同号の 計 画に第二項第三号に掲げ シ実施 主体として定めよ る

6 事 項 を定めるときは、 定港湾管理者は、 あらか あらかじめ、同号の他の港特定利用推進計画に第二項 の港湾の 第四号に掲げる 港湾管理者

議しなければならない。

7 事 き 項を定める場合におい 定港湾管理者は、 あらかじめ、 定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであると 国土交通 特定利用推進計 て、 大臣の 当該事項に係る第五十四条の三第 同 意を得なければ 画に 第三項第三号に掲げる ならない。

略

8 画 土 交通省令で定めるところにより、 に第三項第三号に掲げる事項を定めるとき 前 第 項 Ê 兀 項 定 めるも に規定する措置を講じなけ 0 0 ほ か 特 定港湾 当該事項に れ 管 ば 理者: ならな は は、 つい 特 あ 定 て ら 第 利 か じ 五 用 + \emptyset 推 匹 進 条 国計

9 ば実 なく、これを公表するととも 施 ならない。 主体及び同 定 港湾管理者は、 項第四 特定 号 0) 利用推 他 一の港湾 玉 進 l土交通· 計 0 港 画を作成したときは、 湾管 大臣、 理 者に <u>有に</u>送付しなけれ 第二項第三号の 遅 滞

10 受けたときは、 ができる。 国土交通大臣 は、 当該特定港湾管理者 前 項 0 規 定によ に対 り特 定利 用 必 推進 要 な助 計 言 画 をするこ 0 送付 を

11

略

三 第五 項に規定する特定埠 十四四 条の 第七 項 -頭の 0 規 定に 運営の事 よる貸 業に関する事 付 け を受け 項 7 行う 同

条

4

5

事 て定めようとする者の 項 特定港湾管理 を定めようとするときは、 一者は、 同 特定利用 **!** 意を得なければ 推進 あら らかじめ、 計 画 ならない。 に 第二項 同号の 第三号に掲げ 実施主体とし る

事項を定めようとするときは、 .管理者に協議しなければならない。 特定港湾管理者は、 特定利用推進計画 あらか がじめ、 に第二項 同号の 第四 他 号に の港湾の 掲げ 港 る

6

5 であるときは、 事 、あるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければない三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むもの+項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四条特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる ない

7

略

8 り、 条の 事 ことを確保するために必要な措置を講じなければならな 項を定めようとするときは 特定港湾管理 当該 一第七 事 項 項 0 0 生者は、 規 内容を公 定による貸付け 特定利 衆 0 縦覧 用 推 玉 土交通 進 が公正な手続に従 計画 供 す ること 省令 に第三項 で定め こそ 0 第三号に るところによ つて行 他 0 第 わ 掲 \pm げ + n 兀 る る

9 進 実施主体及び同項第四号の他の港湾なく、これを公表するとともに、国 計 特定港湾管理者は、 画を送付し なければ 特定利用推進 ならない。 国土交通大臣、 計画を作成したときは、 0 港 湾 管 理 者 第二 項 特定 頃第三号の 遅滞 利 用 推

受けたときは 玉 1土交通 大臣 は、 特 定港 前 |湾管理者に対 項 \hat{o} 規定により 特 定利用 必要 な助 推進 言 [をすることが 計画の 送付

10

11 略

- 12 -

(特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会)

第 五十条の七 (略)

2 協議会は、 次に掲げる者をもつて構成する。

_ __ (略)

関係する地方公共団体

兀 該 当該特定貨物輸入拠点港湾 特 定港湾管理者が必要と認める者 0 利用 者 識経験者その 他 0 当

3 通 知しなければならない。 第 であつて協議会の構成員であるものに、 お 3つて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項をいて協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、協議 3

4 除 き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場 合

5 (略)

6 用する。この場合において、同項第四十九条の二第三項及び第四 五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項におい用する。この場合において、同項中「前三項」とあるの る 了」と読み替えるものとする。 項 \mathcal{O} 規 定 は、 とあるのは、 協議会につい て準 十用す 、 て 準 「第

(特定利用推 進 一計画に 係 る港 湾区 匹域内の 工 事等 0 許 可 等 0 特例

2 第 五十条の八 (略)

(略)

第 五. 一十条の・ 十 五 略

第 節 国際旅客 船 拠点 形 成計 画

(国際旅客船拠

点形

成

計

画

0

(特定貨物輸入拠点港湾利用推進 協議会)

第五十条の七 (略)

2

協議会は、 次に掲げる者をもつて構成する。

<u>·</u> (略)

者 関係する地方公共団 学識経験者その 他の 体 当 :及び当該 該 特定港湾 [特定貨物輸入拠 管理者が 必要と認める者 点 港湾の 利用

(新設)

ばに ならない。 規 第 定する協議 項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者 を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知し は、 なけ 同 れ項

除き、 前項の規定による通知を受けた者は、 当該通知に係る協議に応じなければならない。公の規定による通知を受けた者は、正当な理由が が ある場合

5 (略) 4

6 する前 する。 第五十条の七第一 第五十条の七第一項から第五項まで及び 第五 この場合において、 十条の 項」と読み替えるものとする。 四第三項 項」と、 反び 第四 同条第四 同 条第 項 0]項中 規 項 元定は、 单 同条第六項 前 第 協議会につい 三項 項 気におい とあるのは あ るのは て準 7 潍 用 用

(港湾区 内の 工事 等の 許 可 等

の

特例

2 第 五 土十条の 八域 (略)

(略)

第五

+

-条 の

十五

略

(新設

国 [際旅客船拠点形成計画)

第 Ŧī. 十六 略

2

3 事 +業の実施に係る次に掲げる事項を定め前項第三号に掲げる事項には、国際旅 旅 ることが 客船 取 扱 埠 で 、きる。 頭 機 能 高 度 化

関 する事項 第二条第六項の規定による認 定の申 請 を行 おうとする施設に

兀 に規 事 項 適 第 定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行 合する者である旨 五十五条の 七 第一 項 \mathcal{O} 認定を受けるために必要な同 0 規 定 による同 項 \mathcal{O} 政 令 う者 で定 高に関する 条第二項 める基準

4

5 三号に掲げる事項を定めるときは、 国際 して定めようとする者の同意を得なければならな 旅客船港湾管理 者 は、 国 際旅客 あらかじめ、1旅客船拠点形成 同号の 計 画 に 実 第 施主体 施

6 号又は 国際旅客船港湾管理者は、 第四号に掲げる事項を定めるとき 国際旅客船拠点形成計画に は、 あらかじ 第三 め、 国項 土 第

交

7 第 通 玉 項 大臣の同意を得なければならない。 際旅客船港湾管理者は、 第三号の 遅滞 なく、 実施 これを公表するととも 主 体に送 国際旅客船 付 しなけ れば 拠 なら に、 点 形 国土交通 成 な 計 画 を 作 大臣 成 及してた

8 助送 言をすることができる。 付を受けたときは、 玉 土 交通 大臣 は、 前 当該 項 \mathcal{O} 規 玉 際 定 に 旅 より 客 船 玉 港 湾 際 管 旅 客船拠点形成計 理 者 に 対 Ļ 必 要 画 なの

9 略

国 -条の十七四際旅客船間 拠 点 形 成 計 画 に 係 る 港 湾 施 設 等 \mathcal{O} 認 定 等 \mathcal{O} 特 例

2 第 五. + (略)

前 条第三項 (第二号又は第四号に掲げる事項 が定めら れ た国

Ŧī. 0 略

2

3

事 業の 前 項第三号に 実施に係る次に掲げる事項 掲げる事 項 に は、 を定め 玉 際 旅 客船 ることが 取 扱 できる。 埠 頭 能 高 度 化

第二条第六項の規定による認定を要する施設に関する事

項

略

兀

施理 設 者 第 0 \mathcal{O} 五. 貸付 建設又は改良 十 五 けを受けて行う同条第二項条の七第一項の国の貸付け に関する事 項 規 係 定する る 国 際 旅 定用 客 船 途 港 港 湾 湾 管

5 4

6 三号に掲げる事項を定めようとするときは、あら 実 、施主体として定めようとする者の同意を得なければ 玉 国際旅客船港湾管理者は、 際 旅 客船港湾管理 者 は、 玉 玉 際 際 旅 旅 客船 拠 点形 点形 成計 成 かじめ、 計 画 画 なら に うない。 同 号 \mathcal{O}

一号又は第四号に掲げる事項 国土交通大臣の同意を得なければならない。 を定めようとするときは、 あらか! じ第

7 第二項 け ときは、 国際旅客船港湾管理者は、 ばならない 第三号の 遅滞なく、 実施主体に、 これを公表するとともに、 国際旅客船拠点形成 玉 際 旅 客船 拠 点形 成 玉 計 [土交通大臣 計 画 画 [を | 送 を 作 成 付 しなび L

8 送 付を受けたときは、 することができる。 国土交通大臣 は、 前 玉 項 際 0) 旅 規 定により 客 船 港 湾 管 国 際 理 旅 者 客船 に 対 加加点形 必 要 成 計 な 助画 言の

9 略

・十条の十一、海施設等の (港湾 0 認定等の 特

2 第 五.

際

旅

前 条第三項 第 二号又は第四号に掲げる事 項 が ?定め 5 た国 際 旅

七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者であ業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十五条の当該公表の日に当該事項に係る国際旅客船取扱埠頭機能高度化事客船拠点形成計画が同条第七項の規定により公表されたときは、 る旨の認定があつたものとみなす。七第一項の規定による同項の政令で

3 略

第 五十条の二十二

略

第四 節 港湾環境整備 計

画

第

港

湾

環

境整備計

画

0

作

成及び認定

0

申

請

う。 港 法 五. による貸付け するため 以 湾環境整備計画」 第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるもの + することができる。 港 下この節におい 条 緑地等」 湾 を受けようとする者は、 0 環境の整備に関する事業の 港湾にお 緑地又は広場 (次項及び次条第三 という。 とい て単 いて、 . う に **国** (国有財産法第三条第二項又は地方自治)港湾の環境の整備に関する事業を実施 に 港湾管理者」 つい を作成 国土交通省令で定めるところによ 一項において単に て第五十 実施 L という。 当 に関する計 条の三 該港湾 「貸付け」 第 0 \mathcal{O} 港湾管理者 画 、認定を申 項の に限る。 〇 以 下 規定 とい

> 七第一項の規定による認定があったものとみよけ。業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十五条の半の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十五条の 当該 客船 公表の日に当該事項に係る国際旅客船取 |拠点形成計画が同条第七項の規定により公表され 极埠頭 機 能 たときは、 能高度化

事

3 略

第 五. 十条の二十二 略

新 設

勧 告)

第五十 寸 要 ると認めるときは、 一港湾にお 体に対し勧告することができる。 一条 いて 国土交通大臣は 港湾の 港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共 開 発、 玉 利 際 利用又は 戦 略 港 湾 保全に関し 玉 際 拠 特に 点港湾又は 心要が あ重

緑地等の貸付けを受けようとする期間貸付けを受けようとする緑地等の区域 第一号の区域において整備する飲食店 整備に要する費用の全部又は 当該施設から生ずる収益の 次に掲げる事項を記載 部に充てることができる 部を次号に規定する港湾 売店その L なけ 他 0 れ 施設で ば なら

2

港湾環境

発備計画に

は、

ない。

施設

0

つて

と認められるものに関する事項

湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項四、第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港

「「「「「「」」」」」「「「」」」」「「一覧会計画及び収支計画」「一覧会計画及び収支計画」「一覧会計画及び収支計画」「一覧の推持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項」「「」」「「」」「「

要する行為に関する事項を記載することができる。号に規定する施設の整備の実施に係る第三十七条第一項の許可を前項第三号及び第四号に掲げる事項には、同項第三号又は第四

(港湾環境整備計画の認定等)

定をするものとする。
の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認
請があつた場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画が次
第五十一条の二 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申

るものであること。

一 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の港湾計画に適合す

認められるものであること。
一 当該港湾環境整備計画の実施が港湾の環境の向上に資すると

| 「「「「「「「」」」」 | 「「」」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」

れるものであること。 四 当該港湾環境整備計画が円滑かつ確実に実施されると見込ま

、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。 環境整備計画に記載された同条第二項第一号の区域に次に掲げる 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請に係る港湾

一 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二広場一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である緑地又は

百三十八条第四項に規定する行政財産である緑地又は広場

(新設

- 3 ときは、 号までに掲げる事項の概要を公衆の 地等の貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するため 認 定を申請した者 前 頭に定 要な措置を講じなけ あら こめるも かじめ、 の氏 \mathcal{O} 0) 名又は名称及び前条第 玉 ほ ればならない。 土交通省令で定めるところにより か、 港湾管理者 縦覧に供することその は、 第 一項 第 項 0 号 認定をする から第五 他 . の 緑 当 該
- 4 定を受けた者の氏名又は名称、 掲げる事項の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しな 港湾管理者は 第 項の 認定をしたときは 前条第二項第 号から 遅滞なく 第五号まで 当 T該認
- 5 は 当該認定を受けた港湾環境整備計画を変更しようとする場合 ばならない。 項の認定を受けた者 (以 下 「認定計画実施者」 とい 、 う。
- 6 備 計 画の変更の認定について準用する。 項から第四項までの規定は、 港湾管理者の認定を受けなければならない。 前項の規定による港湾環境 整

いては、

湾 環境整 備 計 画に係る 行政財 産の貸付け等 の特例)

港

第 五 があ 方自 る緑地等を認定計画実施者に貸し付けることができる。 計 項 + 画」という。 の認定を受けた港湾環境整備計 治法第二 つたときは、 一条の三 一百三十八 港湾管 その変更後のもの。 に記載された第五十 条の 理者 四 は、 第 玉 項の |有財 画 次条第 規定にかかわらず、 産法第十八 一条第二項第 (同条第五項の 項にお 条第 一号に規定す 変更 11 7 項又は地 0 前条第 認定 認定

- 2 第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律 第三条及び第四条の規定は、 適用しない。
- 3 第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二 国有財産法第二十一条(第一項第二号に係る部分を除く。 一項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、 項の規定による貸付けについて準用する。

(新設

(新 設 (下海 下海 下海 下海 下海 下海 下海 下海
新 設	4 第一項の規定により港湾管理者が緑地等を認定計画実施者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付け」とあるのは「、貸付け」と、「場合は」とあるのは「場合又は第五十一条の三第一項の規定により貸付けをする場合は」とする。 「第五十一条第三項に規定する事項が記載された港湾環境整備計画に係る認定計画実施者に対する第三十七条第一項の規定により港湾環境整備計画に係る認定計画実施者に対する第三十七条第一項の規定により港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し) 「港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し」を、「港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し」を、「港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し」を、「港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し」を、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな

第 玉 土交通大臣 が する港 湾工 事

第 五十二条~第五十四 条の二 略

第 一節 埠 頭を構 成 する行 政 財 産 0 貸付け

定 埠頭を構 成する行 政 財 産 0) 貸付 け

2 \(\) 第 五十四条の三 (略) 略

8 地 借家法第三条及び第四条の規定は、 前 項の規定による貸付けについては、 適用しない。 民法第六百四 |条並 び に借

9 (13 略

Ŧī. 十 五 条の二 略

第

一節 公用 負担 及び 非常災害等 0 場合に おけ る措

人の 土 地 \mathcal{O} 立入り)

第 その業務に従事する職員又はその 入らせることができる。 五. 十五条の二の二 せることができる。 業務に従事する職員又はその委任した者を他人の土地に立ち、の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、

2 その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知はその委任した者を他人の土地に立ち入らせようとするときは、国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその単順に入りせることが 困 難であるときは、 この限りでない。

3

4 第一 項 0) 規定により 他 人の 土地に立ち入ろうとする者 は その

新

第 五. 十二条~第五十四条の二 略

定埠頭を構 成 する行 政 財 貸付け)

第 五. 十四条の三 略

8 第八十九号) 第六百四条並びに借地借家法 前 項の規定による貸付けについ 、ては、 民 法 伞 成 明 三年法律第九 年 法

十律

9 , 13

第三条及び第四条の

規定は、

適用しない。

(略)

第

五.

十 五

条の二

略

置

他 人 0 土地 0) 立. 一入り)

第 その ため Ŧī. 十五 業務に従事 0 調 条の二の二 査又は測量を行うためやむを得ない必要があ す 、る職員を他人の土地に立ち入らせることが 国土交通大臣 又は港湾管理 一者は、 港湾工 るときは、 でき 事 0

2 この その土地の 他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五 ただし、これらの者に対し通知することが困 国土交通 限りでない。 所有者又は占有者にその旨を通知しなければ 大臣 又は港湾管理者は、 前 項 0 規 定によりその |難であ 日前までに、 るときは、 ならない 職 員

3

4 第 項 0 職 員 は 同 項 0 規定により 他 人 0 土 地に 立ち入る場合

2 第 第 第 第 又 に お を提 五. 五. 五. 項 管 行に支障の \mathcal{O} 五. (非常 十五 十 五 分を 他 十 十 理 症 場 いて、 下この 五 五 資 生ずるおそれ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 示 言にお 全部 しなけ 第六節 条の 定は、 事情 の輸 災 第 条 第 条 流 条の三の 示 略 五節 行そ 害等 す証 0 兀 Ò 当該 又は を勘 七 節 兀 な 送の状況、 項 五. 適 に 0 ればならな 明 (い範囲内で、 \mathcal{O} ?書を携帯 港湾区 港湾工 ては、 部 非常 場合に 第 案して必要が 第 港 用 お 他 五十五 しない 湾 略 がある港湾 五. V 0 施設 災害 玉 を、 港 十 て 第五 事 当該港湾管理者における業務の 1土交通 域 お 五. 湾 「非常 期間を定めて、 港湾の港湾管理者から要請に等の発生によりその機能に対 0 ける国 Ļ 0 条 0 条 \mathcal{O} 当該港湾管理者の管理する港湾施設のがあると認めるときは、その事務の遂、港湾管理者における業務の実施体制そ 費用 建設 0 0 十四条第 機 定 六 災害等」 大臣 能 関 8 九 1土交通: を著 等 0 \mathcal{O} 係 は、 な に 負 人 係 略 略 担 0 L 項及び第五十四条の と 港湾 る資金の貸付け 0 < 非 大臣による港湾施 請 特例 損 常常 自ら行うことができる。 11 求 う。 う。 なう 災 が 害 あ おそ つたとき に支障 が 世 があ 発 界 れ 生した場 的 \mathcal{O} め、 が は、 あ 規 設 生じ、 る事 模 0 第 カュ 管 0 9 合 象 感 理 れ 第五 2 第 第 第 支障の 五. 規場 資 五. きは、 五. \mathcal{O} \mathcal{O} は、 十五 一合に 全 事 0 一ずるおそれ 非 + + 5 定 V + 輸送の 部 常災 五. Ħ. 情 て、 は、 五. ない これ その 条の を勘 条の 又 条 条 適用 は 害 新 新 当 0 略 0 を提示 ては、 案し 状 七 { 範囲内で、 設 五. 設 兀 該 0 身 部を、 んしない 況、 分を示す 場合に が 非 0 第五 あ て必要が 常常 第 第 五 める港湾 小しなけ 五 略 当該港湾管理者に 災 害 期 玉 ++ おける国 十四四 間 当該港湾管理 $\overline{\mathcal{O}}$ 五. 五 土 証 雨を定め 一交通 あると認め 0 明 発生によ れ 条 条 ればなら 書を 条第 港湾管理 . О 0 大臣 土交通大臣による港湾 九 六 て、 携帯 一項 ない ŋ は、 者の 者か その非 自ら 、及び第五十四条の るときは、 おける業務 略 略 L いらい 管理する港湾施 常災 行うことが 機 関 萝 能 係 清が に支 害が 人 その事 0 0 実 あ 障 請 発 めり、 施体 できる。 が 生 施 求 二第 務の · 生じ、 し 設 が 設の た場場 制 0 あ か 遂行 管 0 たと 項 又 管 理 合

に他物はに

のの理

	地方公共団体が処理することとされる事務を除く。)を港務局の発、利用、保全及び管理に関する事務(法律又は政令により当該
(新設)	第五十六条の三の二 港務局を組織する地方公共団体は、港湾の開(地方公共団体の事務の委任)
(新設)	第十二章 雑則
第五十六条の二の二十一~第五十六条の三 (略)	第五十六条の二の二十一〜第五十六条の三 (略)
(新設)	第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置
第五十六条の二の三〜第五十六条の二の二十 (略)	第五十六条の二の三〜第五十六条の二の二十(略)
(新設)	第二節 登録確認機関
2~5 (略)第五十六条の二の二 (略)(港湾の施設に関する技術上の基準等)	2~5 (略) 第五十六条の二の二 (略) (削る)
(新設)	第一節 技術基準対象施設の適合義務
(新設)	第十一章 港湾の施設に関する技術上の基準
2 (略) 第五十六条の二 (略) (新設)	2 (略) 第五十六条の二 (略) (港湾区域の定めのない港湾に係る水域内の禁止行為)
2・3 (略) 第五十六条 (略) (港湾区域の定めのない港湾)	2・3 (略) 第五十六条 (略) (港湾区域の定めのない港湾に係る水域の占用等の許可)

又は権利を制限する事務を委任するには、 委員会の委員長に委任 することができる。 ただ 条例によらなけ L 義務を課 ればな

らない。

港 湾管 理者 0 設立に係る勧告)

第 五. 又は 要があると認 十六条の三の三 重要港湾に \otimes るとき お 国 V 7 土交通大臣 は、 港湾 港湾管理者を設 \mathcal{O} 開 は 発 玉 際 利 用 戦略港 け 又 は る 湾 保 きことを関 全 12 玉 関 際 L 拠 特に 点港 係

方公共団 体に対し勧告することが できる。

処分

第 Ŧ. 十六条の四 略

2 要な措置をとることを命じようとする場合において、む。第五十九条第二項において同じ。) 又は前項の担 国土交通大臣、 置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、 とができる。この場合においては、 交通大臣、 を て当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、 第五十 又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせるこ 若しくは委任した者が当該 第四十条の二第一項若 条の五第二項 都道府県知事又は港湾管理者は、 都 道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた \mathcal{O} 規定により読み替えて適用する場合を含 しく 措置を行う旨を、 は 第四 相当の期限を定めて、 +条 第 当該措置を自ら行い あら 項 か 規定により必 ナじ 過失がなく れ 5 当該措 0 国土 規定 公告 2

3 (

なければならない

政事件訴訟法等 0) 適 用

2 第 五. 十九条 (略) 略

3 この法律による職権 1の行: 使、 第五 +ハ条の三 の二の規定による

第 五 十六条の 兀

た者若しくは委任した者が当該 措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときはことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該 必要な措置をとることを命じようとする場合において、第四十条の二第一項、第四十一条第一項又は前項の規 い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせ 土交通大臣、 くて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、 国土交通大臣、 なけ ば ならない 都道府県知事又は港湾管理者は、 都道府県 知事若しくは港湾管理者又はその命じ 措置を行う旨 1を、 当該措置を自ら あらか 規定によ でしめ、 過 失が る行 国な 公

3 (9 略

第 Ŧī. (行政 十九 事件訴訟法 条 等

0) 適

用

2 略

3 この 法律による職 権の 行使、 第四 一 士 五 条の二 一の規定による委任 第六十一条 第六十条の 第 は、港が 会に諮らなければならない。六十条 国土交通大臣は、タル るは物水委職公件面任 五. 一〜四の二 (削る) 公害防 との勧告 四埋立法による職権に基づく職権の行 第五十六条の三の三の規定による港湾管理者を設けるべきこ 権 第十三章 輸審議会への諮問 \mathcal{O} 訴 の行使並びに行政代執行法の適用に関する訴 使用に関する法律による職権)行使並びに行政代執行法の適用に関する訴えに関する行以上事業費事業者負担法の規定による負担金の徴収に関すと用に関する法律による職権の行使、企業合理化促進法又立法による職権の行使及び公共団体の管理する公共用土地型づく職権の行使、第五十八条第二項の規定に基づく公有 局の 訟法 五. 委員会の委員長は、 略 (昭 (略) 略 罰則 和三十七年法律第百三十九号)の 次の 事項に関しては、 行政庁とみなす。 これを運 適用につい 輸審 て 議 第六十 第六十 第六十条 件権 訴の 害防 五. 会に諮らなければならない。六十条 国土交通大臣は、ケケ 港 の埋に 一〜四の二 (罰則) 運 生立法によれ 務 使 訟法 第五 · 条 の 局 行使並びに行政 用に関する法律による職 輸審議会への 止事業費事業者負担法の 法による職 (新設 条 0 + 委員会の委員長は、 五. (昭和三十七年法律第百三十九号)の 権 条の規定による港湾管理者を設くべきことの勧 略 \mathcal{O} (略) 略 権の 行 諮問 使、 代執行法の 行使及び 第五 次の 法の適用に関する訴えに関する行政事で制定による負担金の徴収に関する職権の行使、企業合理化促進法又は公び公共団体の管理する公共用土地物件の大人、一十八条第二項の規定に基づく公有水面 行政庁とみなす。 事 項に関し しては、 適用については、 これを運輸審

告

議

<u></u>	
傍絲	
0)
部分	
H	
改	
正	
剖	
分	
_	

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
改正案	現
第四十八条の四(国土交通大互は、欠に掲げる電子青報処理組織を(電子情報処理組織の設置及び管理等)	第四十八条の四(国土交通大五は、次に掲げる電子情報処理組織を(電子情報処理組織の設置及び管理等)
管理することができ	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
四 港湾において取り扱われる貨物に係る情報であつて国土交通	(新設)
省令で定めるもの(第六項第四号において「港湾取扱貨物情報	
の行気がかがほうかることによっているとという。)の授受を迅速かつ的確に行うこと	
五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の「はる」言語は中では立て交叉(ではよって)とのでは	(新設)
開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定め	
実施するためのもの	
2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者、同項第	用する港
女び巷弯ぎ里針を余く。)、司頁第三号の電子青報処里組織を支二二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国	- 女が巷弯管里針を余く。) 又は司頁第三号の電子青報処里組織を二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者(国
国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組	用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電
による個人識別情報の照合を受ける者、同項第四号の電子情報処	織による個人識別情報の照合を受ける者は、国土交通省令で定め
を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による	るところにより、その使用料を負担しなければならない。
を受ける者(国及び港湾	
ればならない。 、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなけ	
5 (略	3~5 (略)
項を除く。)の電子情報処理組織と	項(第三項を除く。)の電子情報処理組織とは、次の
に掲げるものについて、当該各号に定めるものをいう。	に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

	機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
	算機と港湾施設等情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算
(新設)	五 第一項第五号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計
	とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
	使用
(新設)	四 第一項第四号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計
一~三 (略)	一〜三 (略)

() () () () () () () () () ()	4			3 2 第	
正 案 (測定単位及び 第十二条 (略) を	6	が 延留お 略く	種類に単位の	一 示 つ 十 -	
4 6 (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M)		担する港湾に係るもの留施設の延長で当該地方団体が湾台帳」という。)に記載され十八条の二第一項の港湾台帳(昭和二十五年法律第二百十八	の数値の算定の基礎	省令で定めるところにより算める算定の基礎により、下欄値は、次の表の上欄に掲げる	正
4 6 (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B		トメルー	単 表位 示	がが、一つのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
(略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	4			3 2 第	
典 い 下 〜 洪 い れ 定 〜 び	6	ダ 延留お 略り	種類定単位の	ボーム (測定単位及 ・ (調定単位及 ・ (本) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略	
に係るもの に係るもの だの表の上欄に掲げる測定単位 第一項の港湾台帳(以 トル 1年法律第二百十八号 メー 長で当該地方団体が経 基示 単位		を負担する港湾に係るもの「港湾台帳」という。)に記載され「港湾台帳」という。)に記載され第四十九条の二第一項の港湾台帳(瀬本川・大会の二第一項の港湾台帳(河流)のでは、「海流・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	定単位	いて、総務省令で定めるれ中欄に定める算定の基定単位の数値は、次の表で単位の数値は、次の表で単位費用)	
トメ 単 表 位 示		トメルー	単 表 位 示	す掲げるま	

(傍
線
の部
分は
は改
正如
部分
$\overline{}$

市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税等の課税標準の特例) 1 20 (略) 20 (略) 20 (略) 20 (略) 21 法湾二条第二項に規定するとの(以下この項において「特定国際拠点港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する国際戦略港湾又は同項第十五条の大第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関すた受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関すた受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付を受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付を受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第一項の規定による国際戦略港湾又は同項第六号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機を受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第一項の規定により取得されたものに限る。)で政令で定めるもの大準連営に関する法律(令和四年法律第一項の規定に対して課する国定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にから上で表第二項の規定にから上で表第二項第三号に規定する港湾脱炭素の規定により取得されたものに限る。)で政令で定めるものとなりには、同法第五十条の二又は都市計画税の課税標準は、第三百円法第一項の規定にから上で表第二項の規定にからに関する法律を受けて表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	改 正 案	
所則 (略) (本) (本)	現	

の係 税 7 る 当 \mathcal{O} 占 額とし、 لح 該 定 なる 家屋 資産 税 べ 及び償却資 き価 特 又 つは 定 玉 格 都 の三分 際市 産 拠 計 点港湾に に 画 の二の 係 税 る固 \mathcal{O} 課 額とする。 定資産税又は お 税 11 標 て取り 準 لح 得されるべ 都 たも き 市 計 価 の格 税 にの のあ 課つ分

28 22 ς 27 略

七画る。 三号に き価 及び び度 ŧ 機 し て新 百二条第一項の規定にかかわらず、税の課税標準は、第三百四十九条、 償却資産に係る固 から十年度分の固 定貨物輸入拠 能高度化 0 を受けて港 軌 格 産 法 たに固 の三分 で政令で定めるものに対して課規定する港湾脱炭素化促進事業 第二 \mathcal{O} 法 道 同 施行 第五 走 事業 行式荷 条 項 7の日から令和港湾法の一部 [定資 第六 第 + \mathcal{O} <u>ー</u>の に点港湾にお を実の 五. 役機 号に 産税又は都・ 項に規定する港湾施設の 施 六第二 定資産税又は 定資産税 額とする。 する者が 械にあ 掲 『和五年三月三十一日までの間に取得した | 部を改正する法律(牟釆ဥィンニ げ 項 る荷さば て、 第三 が 同 又は つて 市 促進事業により取得され 計 は、 一号に 都 法第二条 都 画 政 分府の き施設 .税が課されることとなつた年 市 市 第三百四十九条の二又は第 同 当 する固定資産税又は都 規 計 計画税に限 コ該家屋 補 法第五 定 画 の 二 する 税 0 助 うち \mathcal{O} で 一第三項 課 十条 総務省令 特 及び償却 税 ŋ 定貨 占 <u>の</u> 二 標 定 たも 当 に 準 式 物 資産に対 一第二項 で定 規 と 該 荷 取 のに限開機械 な 家 定 扱 す境る頭 る 屋 市 \otimes 及 る 計

45 29 (44 略

拠法 定 点港 第 港 るも 第 湾 湾で政令で定めるものにお 条 法 五. 第一 第四 十 のを受け 条 0 項 0 十 施行 へに規定・ 条 第 て港湾 0 \mathcal{O} する国 項 日 + 第三 法 から令和五年三月三十 第 0) 一号に 際戦 + 部を改正する法 に規定さ 一項に規定 略港湾又は同 11 て、 する港湾脱 政 府 定 す る港 の補 律 項に規定する 日 炭 助 湾 (令 素化 までの で総務省令 運 和四 営 会社 促 間 進 年 法 に港 事 玉 が 業 律 で際 同

設

0

うち

船

舶

0

た 法

8 第

0

動

力源

0

供

給

0

用

13

設 船

0 舶

用

供 用

ŋ

取

得

た同

一条第五

項

第

号

0

に 供

掲 する施

げ

る

務

又又市わ十対 る港湾施設の 年三月三十一日 t 5 れして課 は は 九 + 計 0 定 能 港 貨物 ず、 条、 都 画 を受けて 高 湾 号) 度 法 市 税 市 化事 輸 する固定資産税又は都市 計 計 が 当 第三百四 第 課 該 画 附 入拠 五 いされ ず業を実 脱に限 家屋 港 用に供する家屋及び 税 + 則 ロまでの 点港湾に · 条 の 0 湾 第 十九 ることとなった年度か 課 及び償却 法 天施する 六第二 り、 税 条 \mathcal{O} 条の二又は 間に取得し 標 第 おい 準 当 部 者が 号に 資 となるべ 該 を改 項 屋産に対 て、 家屋及び償却資 第三号に規 同 掲 正 第七 償却 計画 た港湾法 する法 げ 法 政 き価 る規 府の して新たに 第二条の 脱の 百二条第一 資 層産で政 定の 律 .. 格 の 6 補 定する特 十年 課 莇 第二条第五 伞 施行の 三分 産 税 で 標準 に 度 固 令で定め 第三 成 総 定資 0 項 係 分 <u>二</u> 務 定 る固 は、 0 日 項 \mathcal{O} 省 産 か 令 0) 固 規 項 に 五. 屋税又は 定にか ?ら令 第三百 定 る 12 で 規 額 定 年 取 資産 定め %定する 現埠頭 資産 もの 規 法 す 定 和 律 か四にす 第 る る 税税都 五.

29 , 新 5 設 44 略

の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。お三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)(附則第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

為については、適用しない。 4 港湾法第四十条第一項(同法第五十条の五第二項の規定により2・3 (略) 高については、適用する場合を含む。)の規定は、第一項に規定する第百十五条の八 (略)	等 () ()
は、適用しない。	等 () ()

 \bigcirc 都 市 計 画 法 (昭 和四十三年法律第百号) (抄) (附則第七条関係

傍
線の
部
分は
改
正部
分
$\overline{}$

改正案	現
(開発許可の基準)	(開発許可の基準)
第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合におい	第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申
て、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第	て、当該申請に係る開発行為が、次に掲げ
五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含	五項の条例が定められているときは、当該
む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこ	む。)に適合しており、かつ、その申請の
の法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開	の法律に基づく命令の規定に違反していな
発許可をしなければならない。	発許可をしなければならない。

ない。 5 市イ 文は れた誘導 再 次 生特別 0 |誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りで特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定は口に定める用途の制限に適合していること。ただし、# 1 文は 口 に 掲 げる場合に は、 予定 建 築物等の 用 途

を同 ょ 場 項特 用 制 は 二の二第四項若しくは第六十条の三第三項 ŋ 合 限を含む。 港湾法第四十 + \mathcal{O} 定 途 当 読み替えて適用する場合を含む。 分区 法 該 九 用 地 条第一項若しくは第二項、 当 区 第八十八条第二項におい 申 途 |該用途地域等内における用途の制限 誘導 **(**以 請 特 下 地 定 係 る開 条 区 用 「用途地域等」という。 第 途 流 制 発 項 通業務地 限 地 域 (同法第五十条の五第二項の 域、 内 0 て準用する場合を含 区又は港湾法 居 土 第四十九条の二、 住 地 環 に 境 0 <u>)</u> が 0) 向 V 条例による用 上用 て 定めら !第三十九 甪 (これらの規 (建築基準法第 途 途 誘 地 第六十名 む。 れ 導 規定に 条第 ている 地 区 途 又定条

> ときは、 法律又はこ る制限を含 几 合に 項 及び お 開 第い

ない。 5 市 1 れた誘導すべ 再 又 次 は 生特別地区の区 0 口 1 に 又 定める用途の は 口 き 用 に 掲げる場合に (途に適合するものにあつては、 域内におい 制限に適合していること。ただし、 は、 て当該 予定建築物等の のにあつては、この限りで該都市再生特別地区に定めしていること。ただし、都予定建築物等の用途が当該

兀 場 項 用 は を 特 <u>_</u> 合 \mathcal{O} 定用 途地 当該 + 分区 湾法第四 法 九 二第四 条第一 途誘導 第八 区 当 申 該 詩に (以 一十八条第二項において準用する場合を含む。) 角 特 1十条第 項 項 途地域等内に 地 定 係 下 (若しくは第六十条の三第三項 、若しくは第二項、 区 用 る 「用途地域等」という。)が 開 途 流通 制 発 項 限 区 業務 Ó 地 域 域、 条例による用途の おける用途の制限 内 地 0 区 居 土 第四十九条の二、 . 又は港湾法 住 地 に 環 境 0 向 11 上用 て用 定めら 制限を含む。 第三十九 これ (建築基準法 途誘 途 地 第六十 いらの規 れ 導 域 れている 条第 地 区 又定 条 第 别

一~十四 略

二~十四

略

2 5 8

(略)

 \bigcirc 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号) (抄) (傍線の部分は改正部分)(附則第八条関係)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
二~五 (略)	二~五(略)
の他の機器を使用し、及び管理すること。	その他の機器を使用し、及び管理すること。
を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機そ)を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機
交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。)	土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。
一号(電子情報処理組織の設置及び管理等)の規定により国土	第一号(電子情報処理組織の設置及び管理等)の規定により国
、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項第	、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第四十八条の四第六項
輸出入等関連業務(第二条第二号トに掲げる業務については	輸出入等関連業務(第二条第二号トに掲げる業務については
ものとする。	ものとする。
第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営む	第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営む
(業務の範囲等)	(業務の範囲等)
三(略)	三(略)
めるものに関する業務	政令で定めるものに関する業務
の設置及び管理等)に規定する処分通知等であつて政令で定	処理組織の設置及び管理等)に規定する処分通知等であつて
請等又は同法第五十条の二第一項第一号(電子情報処理組織	する申請等又は同法第四十八条の四第一項第一号(電子情報
ト 港湾法第五十条第一項 (入出港書類の統一) に規定する申	ト 港湾法第四十八条の三第一項 (入出港書類の統一) に規定
イ~へ (略)	イ~へ(略)
二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。	二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。
一 (略)	一 (略)
定めるところによる。	定めるところによる。
除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を	第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を
(定義)	(定義)
現	改正案
「住糸の音クに己二音ク	